

平成17年度事業報告

(平成17年4月1日～18年3月31日)

1 被害者に対する電話相談、面接相談、カウンセリング及び直接的援助事業

(1) 相談等受理状況

ア 形態別受理状況

(単位：件)

項目	犯罪被害者	トラブル	その他	合計
電話相談	498	43	135	676
面接相談	43	1	5	49
弁護士相談	34	0	0	34
直接援助活動	204	0	0	204
合計	779	44	140	963

* 弁護士相談内容

(単位：件)

区分	民事	刑事	その他	合計
件数	34	0	0	34

* 直接援助活動内容

(単位：件)

法廷付添 (*被援助者～4人)	12
被害者宅訪問 (*被援助者～11人)	51
医療費補助 (*被援助者～54人)	56
宿泊料補助 (*被援助者～11人)	11
防犯器具類貸出 (*被援助者～13人)	17
制服代補助 (*被援助者～7人)	7
その他	50
合計	204

1ヶ月平均の相談等件数
 平成15年度 平均41件 (内 犯罪被害27件)
 平成16年度 平均63件 (内 犯罪被害41件)
 平成17年度 平均80件 (内 犯罪被害65件)

イ 男女別等受理状況

(単位：件)

男女別			年代別					総数
男	女	不明	～10代	20～30代	40～50代	60代～	不明	
319	644	0	50	504	335	67	7	963
33.1%	66.9%	0.0%	5.2%	52.3%	34.8%	7.0%	0.7%	100%

ウ 被害内容別受理状況

(単位：件)

被害内容												合計
殺人	性的被害	暴行傷害	虐待	DV	ストーカー	交通被害	窃盗強盗	詐欺恐喝	その他犯罪	トラブル	その他	
156	180	95	0	32	27	135	33	49	72	44	140	963
16.2%	18.7%	9.9%	0.0%	3.3%	2.8%	14.0%	3.4%	5.1%	7.5%	4.6%	14.5%	100%

2 被害者自助グループへの援助事業（実態把握等）

- (1) 平成17年10月21日（金）、殺人事件の被害者遺族（社団法人被害者支援都民センターの自助グループに所属）を招き、相談員及び犯罪被害者直接支援員との意見交換等を実施、自助グループの活動実態等についての調査研究を実施した。
- (2) 平成18年2月1日（水）、矢島事務局長が、全国被害者支援ネットワーク主催の「自助グループのあり方と支援センターの役割」に関する検討会（都内：東京医科歯科大学）に出席し、自助グループの運営等について、調査研究を実施した。

3 関係機関・団体等との連携による被害者援助事業

月	日	摘 要	備 考
6	6（月）	埼玉県防犯のまちづくり推進会議 （於：さいたま市浦和区内、プリムローズ有朋）	事務局長
7	13（水）	犯罪被害者対策専科 （於：さいたま市北区内、警察学校）	事務局長
7	25（月）	埼玉県学校保健会北部地区養護教諭研修会 （於：浦和地方庁舎5階会議室）	事務局長 相談員 直接支援員
9	5（月）	創ろう！みんなの司法支援センター（プレ地方協議会） （於：さいたま市浦和区内、さいたま共済会館）	事務局長
10	1（土）	平成17年度第2回全国被害者支援ネットワーク評議員会 （於：都内、東京医科歯科大学）	事務局長
11	16（水）	平成17年度埼玉県犯罪被害者支援推進協議会暴力犯被害研究会 （於：さいたま市浦和区内、県警本部会議室）	事務局長
1	24（火）	第17回暴力追放・薬物乱用防止埼玉県民大会 （於：さいたま市浦和区内、埼玉会館）	事務局長
1	25（水）	第12回被害少年研究会連絡会議 （於：さいたま市南区内、ラムザタワー）	事務局長
2	1（水）	川越少年刑務所講演会 （於：川越少年刑務所）	今野理事長 岡崎理事 相談員
2	3（金）	平成17年度埼玉県犯罪被害者支援推進協議会 定期総会、特別講演会 （於：さいたま市浦和区内、さいたま市民会館）	事務局長 直接支援員
2	28（火）	創ろう！みんなの司法支援センター第2回プレ地方協議会 （於：さいたま市浦和区内、さいたま商工会議所）	事務局長

4 相談員・被害者援助ボランティアの教養及び研修事業

(1) 相談員、ボランティア研修会の実施

月	日	摘 要	備 考
4	19（火）	犯罪被害者支援基礎研修 （於：県警犯罪被害者対策室）	相談員

5	6 (金)	事例研究会 (於：社団法人埼玉犯罪被害者援助センター)	相談員 直接支援員
5	18 (水)	犯罪被害者支援基礎研修 (於：県警犯罪被害者対策室)	相談員
6	3 (金)	事例研究会 (於：社団法人埼玉犯罪被害者援助センター)	相談員 直接支援員
6	14 (火) 16 (木) 17 (金)	DV相談担当者研修会 With Youさいたま (於：さいたま市中央区内)	相談員 直接支援員
6	20 (月)	犯罪・DV・ストーカー事件被害者の支援に関する 情報交換会 (於：都内、日本財団会館)	事務局長 相談員
7	11 (月) ～ 14 (木)	第7回直接的支援セミナー (於：都内、社団法人被害者支援都民センター)	相談員
7	20 (水)	事例研究会 (於：社団法人埼玉犯罪被害者援助センター)	相談員 直接支援員
7	29 (金)	ワークショップ (於：浦和地方庁舎5階会議室)	相談員 直接支援員
9	2 (金)	事例研究会 (於：社団法人埼玉犯罪被害者援助センター)	相談員 直接支援員
9	13 (火)	心的外傷ケアユニット研究会 (於：都内、東京医科歯科大学)	事務局長
9	21 (水)	鴻巣地区犯罪被害者支援特別講演会 (於：北本市内、北本文化センター)	事務局長 直接支援員
10	2 (日)	2005年秋期全国研修会 (於：都内、日本財団会館)	事務局長 相談員 直接支援員
10	3 (月)	全国犯罪被害者支援フォーラム2005 (於：都内、有楽町朝日ホール)	事務局長 相談員 直接支援員
10	17 (月)	公益法人実務研修会 (於：さいたま市浦和区内、県民健康センター)	事務局長
11	4 (金)	事例研究会 (於：社団法人埼玉犯罪被害者援助センター)	相談員 直接支援員
11	14 (月) ～ 17 (木)	第8回直接的支援セミナー (於：都内、社団法人被害者支援都民センター)	相談員
12	13 (火)	刑事裁判（ビデオリング）傍聴研修 (於：さいたま地裁川越支部)	相談員
2	3 (金)	平成17年度埼玉県犯罪被害者支援推進協議会 特別講演会 (於：さいたま市浦和区内、さいたま市民会館)	直接支援員
2	17 (金)	全国犯罪被害者支援フォーラム2006 (於：NPO法人紀の国被害者支援センター)	相談員 直接支援員
2	18 (土)	2006年春期全国研修会 (於：NPO法人紀の国被害者支援センター)	相談員 直接支援員
2	25 (土)	犯罪被害者等基本計画説明会 (於：東京都庁)	事務局長

3	13(月) ～ 16(木)	第9回直接的支援セミナー (於：都内、社団法人被害者支援都民センター)	直接支援員 2名
3	27(月)	今野義孝理事長講義 (於：社団法人埼玉犯罪被害者援助センター)	相談員 直接支援員

(2) スーパーヴィジョン・ピア会の実施

相談員及びボランティア職員に対する専門的立場から指導助言及びバーンアウト防止対策としてスーパーヴァイザー等によるメンタルケアを、概ね月1回の頻度で実施した。

① スーパーヴィジョン

スーパーヴァイザー 筑波大学心理学系教授 (A氏) 8回

② ピア会

精神保健福祉士 武蔵野大学心理臨床センター (B氏) 10回

5 被害者の実態に関する調査及び研究事業

月	日	摘 要	備 考
10	10(月) ～ 16(日)	英国被害者支援調査研究 (於：英国 ロンドン市、マンチェスター市)	相談員

6 被害者援助活動に関する広報及び啓発事業

月	日	摘 要	備 考
4	初 旬	運転免許センター(運転免許課、運転教育課、運転免許試験課)にポケットティッシュの配布コーナー設置 (前年度継続)	事務局員
4	29(金)	キャンペーンの実施 (於：JR大宮駅イベント広場)	理 事 事務局員 直接支援員
5	下 旬	センター通信第7号を作成し会員等に配布	事務局員 直接支援員
7	18(月)	日本家族心理学会第22回大会シンポジウムに参加 (於：越谷市内、文教大学越谷校舎)	事務局員 相談員
7	23(土) 24(日)	平成17年度「けいさつ展」に参加 (於：さいたま市大宮区内、大宮ソニックシティビル内)	事務局員 直接支援員
9	初 旬	ポスター・リーフレット・ポケットティッシュの作成	事務局員
9	中 旬	広報用ポスター・リーフレットを県内各関係機関、公共施設、県内中高等学校、大学、市図書館、郵便局等に配布	事務局員
10	1(土)	犯罪被害者支援の日キャンペーンの実施 (於：JR大宮駅イベント広場)	理 事 事務局員 直接支援員
11	下 旬	センター通信第8号を作成し会員等に配布	事務局員 直接支援員

12	10(土)	第4回 茶の里いりま 防犯まちづくりリーダースクール における講演 (於：入間市内、市民活動センター)	橋本理事 事務局長 直接支援員
1	6(金)	豊かな埼玉をつくる県民の集い (於：さいたま市大宮区内、パレスホテル大宮)	今野理事長 事務局長
1	12(木)	平成18年埼玉県自動車販売店協会 新年交礼会 (於：さいたま市大宮区内、パレスホテル大宮)	事務局長
	随時	各新聞社に資料提供し広報活動を実施	事務局長
	随時	会員証、会員バッチの貸与及び返納	事務局員

7 その他本センターの目的を達成するために必要な事業

月	日	摘 要	備 考
4	1(金)	犯罪被害者等早期援助団体の指定	理事長以下
4	22(金)	平成17年度第1回理事会の開催 ・平成16年度事業報告、決算報告 他 (於：浦和地方庁舎5階会議室)	理事長以下
5	20(金)	平成17年度第1回通常総会の開催 ・平成16年度事業報告、決算報告 他 (於：浦和地方庁舎5階会議室)	理事長以下
6	24(金)	犯罪被害者等早期援助団体指定記念講演会の開催 (於：さいたま市浦和区内、浦和東武ホテル)	理事長以下
8	5(金)	平成17年度第2回理事会の開催 ・援助センターポスターの図柄の統一について 他 (於：浦和地方庁舎5階会議室)	理事長以下
12	12(月)	平成17年度第3回理事会の開催 ・平成17年度予算の補正 他 (於：浦和地方庁舎5階会議室)	理事長以下
2	3(金)	平成17年度第4回理事会の開催 ・平成18年度事業計画(案) 他 (於：浦和地方庁舎5階会議室)	理事長以下
2	24(金)	平成17年度第2回通常総会の開催 ・平成18年度事業計画(案) 他 (於：浦和地方庁舎5階会議室)	理事長以下

平成18年度事業計画書

1 被害者に対する電話相談及び面接相談並びにカウンセリング事業(第1号事業)

事業名	内容	実施予定	対象・参加人員・方法等
電話相談	相談者のプライバシー保護に配慮した電話相談室において、電話による相談の受理及び各種情報提供等を行う。	随時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象は、被害に関して相談を希望する被害者及び遺族、親族等 ○ 犯罪被害者相談員が専用電話により実施
面接相談	相談者のプライバシー保護に配慮した面接相談室において、面接による相談の受理及び各種情報提供等を行う。	随時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象は、電話相談の結果、面接相談に移行することが必要と認められ、かつ、面接相談を希望する方 ○ 相談員が専用相談室において実施
カウンセリング	相談者のプライバシー保護に配慮した面接相談室において、精神科医、臨床心理士若しくは被害者相談専門家によるカウンセリングを行う。	予約	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象は、電話若しくは面接相談の結果、精神的サポートとしてカウンセリングが必要と認められ、かつ、カウンセリングを希望する方 ○ 精神科医、臨床心理士若しくは被害者相談専門家が専用相談室において実施
弁護士相談	相談者のプライバシー保護に配慮した面接相談室において、被害者等の法律相談を行う。	予約	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象は、電話若しくは面接相談の結果、法律相談を必要とされる被害者、親族等 ○ 弁護士が面接相談室等において実施

2 被害者への直接的援助事業(第2号事業)

事業名	内容	実施予定	対象・参加人員・方法等
危機介入	犯罪被害発生直後において、被害による精神的打撃が深刻且つ援助が必要と認められる被害者等に対し、被害者等の要請により、病院、被害者宅等で、情報提供、相談、生活援助等の応急の直接的援助を行う。	随時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象は、犯罪等の被害により、危機的状況にある方で、援助を希望する方 ○ 犯罪被害者直接支援員等が、病院、被害者宅等において実施
フォローサービス	被害者等の証人出廷、裁判傍聴、通院に際し、被害者等の希望に応じて被害者等の精神的負担の軽減を図るための付添いを実施する。	随時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象は、フォローサービスを希望する方 ○ 犯罪被害者直接支援員等が、被害者宅等において実施

	被害者等の希望により被害者の自宅、病院に出向き、身の回りの世話等を実施する。		
精神科医・産婦人科医の紹介等	精神科医及び産婦人科医等の援助を必要とする被害者等に対し、紹介等を実施する。	随時	○ 対象は、援助を希望する方
診察料等の補助	性犯罪被害者等が医療機関の診察を受けた場合の診察費等の補助を実施する。	随時	○ 対象は、援助を希望する方
D V 被害者等の宿泊費補助	D V被害者等の相談により宿泊費補助を実施する。	随時	○ 対象は、宿泊費補助を希望する方
防犯器具類の貸出サービス	D V、ストーカー被害者等の相談に基づき、防止対策用具の貸出しを実施する。	随時	○ 対象は、防犯器具類の貸出しを希望する方
犯罪被害遺児への図書券配布	犯罪被害遺児に対し図書券を交付する。	予約	○ 対象は、(財) 犯罪被害者救済基金が奨学金を給付している犯罪被害等の遺児

3 各種申請書類の作成補助事業(第3号事業)

事業名	内容	実施予定	対象・参加人員・方法等
犯罪被害者等給付金裁定書類作成補助	被害者等の希望により犯罪被害者等給付金の支給にかかる裁定の申請書類の作成補助を行う。	随時	○ 対象は申請書類作成補助を希望する方 ○ 犯罪被害者等給付金申請補助員が、援助センター、被害者方において実施
上記以外の各種申請書類作成補助	被害者等の希望により上記以外の各種申請書類の作成補助を行う。	随時	○ 対象は申請書類作成補助を希望する方 ○ 犯罪被害者直接支援員が、援助センター、被害者方において実施

4 被害者自助グループへの援助事業(第4号事業)

事業名	内容	実施予定	対象・参加人員・方法等
実態把握	被害者自助グループの活動実態の把握、連携に努める。	随時	○ 対象は、被害者自助グループ ○ 犯罪被害者直接支援員等が実施
各種援助	グループの結成、活動等に対する情報提供及び活動への協力を実施する。	随時	○ 対象は、被害者自助グループ ○ 犯罪被害者直接支援員等が実施

5 関係機関・団体等との連携による被害者援助事業(第5号事業)

事業名	内容	実施予定	対象・参加人員・方法等
警察等との連携	警察、検察庁等被害相談機関と、被害者援助に関する情報交換及び相互協力を推進する。	随時	○ 対象は、警察、検察庁等被害相談機関 ○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施
埼玉県犯罪被害者支援推進協議会との協力	埼玉県犯罪被害者支援推進協議会と、被害者援助に関する情報交換及び相互協力を推進する。	総会等参加	○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施
全国被害者支援ネットワーク等への参加	全国被害者支援ネットワークにおいて、本センターの活動状況を発表するほか、被害者援助に関する情報交換及び相互協力を推進する。	総会等参加	○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施

6 相談員・被害者援助ボランティアの研修事業(第6号事業)

事業名	内容	実施予定	対象・参加人員・方法等
相談員・ボランティアの継続的研修	法廷、DV相談支援センター等の見学を実施する。 定期研修を実施する。 相談員・ボランティアによる定期的ケースカンファレンス(ミーティング)を実施する。	随時	○ 理事長又は専務理事が指名した職員及びボランティアに対して実施
スーパーヴィジョン及びメンタルケアの実施	相談員等に対する専門的立場から指導助言を得るため、スーパーヴィジョン及びメンタルケアを実施する。 相談員等のバーンアウト防止対策としてスーパーヴァイザーによるメンタルケアを実施する。	随時	○ 理事長又は専務理事が指名した職員に対して実施

7 被害者の実態に関する調査及び研究事業(第7号事業)

事業名	内容	実施予定	対象・参加人員・方法等
国内調査・研究	日本被害者学会、日本犯罪学会、全国被害者支援フォーラム等に参加し、被害者の実態に関する調査及び研究を実施する。	随時	○ 理事長若しくは専務理事又は理事長が指名した職員が実施
先進国調査・研究	諸外国における被害者支援組織の活動を調査し、先進的な被害者援助のあり方等を研究する。	随時	○ 理事長若しくは専務理事又は理事長が指名した職員が実施

刊行物・インターネット等からの情報収集	被害者の実態等に関し、新聞、雑誌等の刊行物及びインターネット等を活用した情報収集を実施する。	随時	○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施
---------------------	--	----	--------------------------

8 被害者援助活動に関する広報及び啓発事業(第8号事業)

事業名	内容	実施予定	対象・参加人員・方法等
広報及び啓発活動の実施	関係機関及び各交通機関と協力し、駅頭等で犯罪被害者支援を呼びかけるキャンペーンを行う。 関係機関及び各種慈善団体の会合等でセンターの職員が犯罪被害者の現状及び支援の必要性を訴える。	随時	○ 理事長又は専務理事が指名した職員(ボランティア含む)が実施
広報ポスター等の作成及び配付	○ ポスター 1,000 枚 ○ リフレット 15,000 部 ○ ポケットティッシュ 40,000 個 等を作成し配付等を実施する。	随時	○ 専務理事が指名した職員が実施
各種メディア及び機関紙等を利用した広報活動の実施	援助センターの活動を積極的にマスコミに広報し、新聞、テレビ、ラジオ等への積極的な働きかけを推進する。 関係機関、各自治体に本センターのサービス内容を記載したリーフレット等の広報資料を提供する。 JR、私鉄等の駅構内及び車内に広報用ポスターを掲出する。 機関紙を発行する。	随時	○ 理事長又は専務理事及び各理事顧問等で対応 ○ 専務理事が指名した職員が実施
インターネット広報の実施	インターネットを活用し、本センターのホームページの有効活用を図る。	随時	○ 専務理事が指名した職員が実施
専門図書等の貸出	被害者援助活動に関心のある人々に本センターの専門図書等の貸出しを行い、被害者援助意識の向上を図る。	随時	○ 専務理事が指名した職員が実施

<p>会員バッチの貸与及び返納</p>	<p>正会員及び賛助会員に「会員バッチ」を貸与する。ただし会員でなくなった時には会に返納(廃棄)するものとする。</p>	<p>随時</p>	<p>○ 理事長若しくは専務理事又は理事長が指名した職員が実施</p>
---------------------	--	-----------	-------------------------------------

9 その他本センターの目的を達成するために必要な事業(第9号事業)

事業名	内容	実施予定	対象・参加人員・方法等
<p>各種会議の開催</p>	<p>定款に基づき総会及び理事会等を開催する。</p>	<p>定期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総会～年2回 ・理事会～年4回